

6 神電健 611 号
令和 6 年 9 月 13 日

事業主 殿

神奈川県電子電気機器健康保険組合理事長



マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

平素より当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、令和 6 年 12 月 2 日より現行の健康保険証の発行を終了し、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を利用する仕組みに移行されるところです。

つきましては、改めて現行の健康保険証の発行終了について、また、マイナ保険証への移行に伴う今後の取り組みについて、下記によりお知らせいたしますので、事業主の皆様方におかれましては、ご承知おきいただくとともに、被保険者の皆さま方にご周知していただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

【保険証の交付】

- ・資格取得届や被扶養者異動届、氏名変更届、健康保険証再交付申請書等の健康保険証の発行に伴うすべての申請書について、令和 6 年 12 月 2 日から発行しません。
- ・令和 6 年 12 月 2 日（月）（当組合処理分）から健康保険証を発行しない取扱いになります。具体的には、令和 6 年 11 月 29 日（金）に当組合に到着した申請までは健康保険証を発行します。ただし、申請に不備や記入漏れ等がない場合に限りです。
- ・資格取得日が令和 6 年 11 月 30 日以降となる健康保険証も発行しません。
（当組合は土日が休業日であり、休業日付けの交付はおこなっていないため）

【現行の保険証の利用】

- ・現行の保険証は、令和 7 年 12 月 1 日までは、経過措置として医療機関等の受診に利用可能です。
- ・健康保険証利用の経過措置終了日である令和 7 年 12 月 1 日までに資格喪失した場合には健康保険証を返却してください。
- ・経過措置終了後は健康保険証の返却は必要ありません。

【資格情報のお知らせの交付】

マイナ保険証の利用に向け、マイナ保険証に正しく当健康保険組合の資格情報が登録されていることをお知らせする目的から加入員の皆様方に、事業主経由にて資格情報に関するお知らせを送付します。

(1) 「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」

9月13日発送予定、令和6年9月4日までに健保組合へ加入され、資格情報とマイナンバーが紐づけされている加入者（令和6年9月6日付6神電健第599号にて通知済）

(2) 令和6年9月5日から同年12月1日までに加入し、資格情報とマイナンバーが紐づけされた加入者を対象に、同年12月中頃送付予定

(3) 令和6年12月2日以降の資格取得及び扶養認定の際、オンライン資格確認システムへのデータ登録が完了した方に交付します。

（資格確認書が交付される方を除きます。）

「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関等を受診することができません。

「資格情報のお知らせ」には、有効期限はありません。

「資格情報のお知らせ」を紛失した場合は、再交付申請が可能です。交付申請書の様式は決まり次第お知らせします。

【資格確認書の交付について】

- ・令和6年12月2日以降の資格取得及び扶養認定の際、対象者がマイナ保険証によるオンライン資格確認（医療機関等の受診）を受けることができない状況にある方で交付を希望される方を対象に、医療機関等にて保険診療が受けられるよう資格確認書を交付します。
- ・申請方法や様式、有効期限等は、詳細が決まり次第改めてお知らせいたします。

オンライン資格確認を受けることができない状況にある交付対象者

1. マイナンバーカードを紛失した・更新中の者
2. マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を援助する必要がある者
3. マイナンバーカードを取得していない者
4. マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
5. マイナ保険証の利用登録解除を申請した者（登録解除者）
6. マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている者
7. マイナンバーカードの返納者

- ・資格確認書は、はがき型（紙）の様式とし、被保険者等記号・番号、氏名、性別、生年月日、資格取得日及び有効期限等記載します。

- ・資格確認書の回収について

資格確認書の有効期限前に資格喪失する場合には、回収が必要となります。

資格確認書の記載事項に変更が生じた場合は、差し替え（回収・再交付）が必要となります。

有効期限を満了した資格確認書は、回収不要となります。

- ・高齢受給者証（70歳以上）及び限度額適用認定証については、これまで通り紙の証で交付します。

【経過措置終了後について】

- ・現行の健康保険証を保有している方で経過措置が切れる時点でマイナ保険証を保有していない方には、別途、資格確認証を交付します。

※交付対象者は、当健康保険組合にてマイナ保険証の保有状況を確認のうえ決定します。

以上